

意見書

三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成16年7月7日に開催した平成16年度第1回三重県公共事業評価審査委員会(以下、委員会という。)において、県より農道整備事業1箇所、地域水産物供給基盤整備事業1箇所の審査依頼を受けた。

この農道整備事業に関しては、同年8月9日に開催した第2回委員会、同年9月7日に開催した第3回委員会、同年10月15日に開催した第4回委員会及び同年11月16日に開催した第6回委員会において、県の担当職員から事業説明を受けるとともに審査資料に基づき審査を行った。また、この間、同年11月2日に開催した第5回委員会において現地調査も行った。

地域水産物供給基盤整備事業に関しては、同年10月15日に開催した第4回委員会及び同年11月16日に開催した第6回委員会において、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

8番 うえのいなこ
上野依那古2期地区

8番については、平成6年度に事業着手し10年を経過して継続中の事業である。

この事業は、平成16年9月7日に開催した第3回委員会において審査を行った結果、審議未了となったため、同年10月15日に開催した第4回委員会において継続審議を行った。その結果、計画交通量の妥当性について判断できなかったため、同年11月2日に開催した第5回委員会において現地調査を行った。これまで行った審査の結果を踏まえ、今回、同年11月16日に開催した第6回委員会において審査を行った結果、当農道の当初計画は、農業効果のみならず一般交通効果の大きい計画であったことを考えると、ルート変更が必要となった時点で当農道の初期目的も変更になることから、改めて、農道の必要性について検討するべきであったと考えられる。

したがって、次の資料の提出を待って再審議とする。

一、一般交通の流入率の妥当性が判断できる資料

一、前述にかかる費用便益の再計算資料

なお、農道終点と踏切間の道路拡幅工事については、県として検討の上、できるだけ早く実施されるよう求めるものである。

(2) 地域水産物供給基盤整備事業

10番 舟越

10番については、平成6年度に事業着手し10年を経過して継続中の事業である。

平成16年10月15日に開催した第4回委員会及び同年11月16日に開催した第6回委員会において審査を行った結果、事業継続の妥当性について判断できなかった。

したがって、次の資料の提出を待って再審議とする。

一、2号突堤の必要性に関するシミュレーション結果資料

一、当初計画から現計画に至るまでの時系列的な事業費および工事内容の詳細な経過資料

一、便益を避難港としての効果とその他の効果に分けた資料

意見書

三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成16年7月7日に開催した平成16年度第1回三重県公共事業評価審査委員会(以下、委員会という。)において、県より河川事業2箇所、水道事業6箇所の審査依頼を受けた。

河川事業に関しては、同年10月15日に開催した第4回委員会及び同年11月16日に開催した第6回委員会において、県及び市の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

水道事業に関しては、同年10月15日に開催した第4回委員会及び同年11月16日に開催した第6回委員会において、県、市及び町の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 河川事業 [市町村事業]

101番 準用河川 ^{かようがわ} 萱生川

102番 準用河川 ^{くてがわ} 九手川

101番については、平成元年度に事業着手し平成10年度に一度再評価を行い、その後5年を経過して継続中の事業である。

102番については、平成6年度に事業着手し10年を経過して継続中の事業である。

平成16年10月15日に開催した第4回委員会及び同年11月16日に開催した第6回委員会において審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(2) 水道事業 [市町村事業]

1 0 3 番 石綿セメント管更新事業 (松阪市内)

1 0 4 番 石綿セメント管更新事業 (桑名市内)

1 0 5 番 石綿セメント管更新事業 (菰野町内)

1 0 6 番 広域化促進地域上水道施設整備事業 (嬉野町内)

1 0 7 番 広域化促進地域上水道施設整備事業 (三雲町内)

1 0 8 番 広域化促進地域上水道施設整備事業 (志摩市内)

1 0 3 番、1 0 4 番については、平成 1 1 年度に事業着手し 5 年を経過して継続中の事業である。

1 0 5 番については、平成 6 年度に事業着手し平成 1 1 年度に一度再評価を行い、その後 5 年を経過して継続中の事業である。

1 0 6 番、1 0 8 番については、平成 5 年度に事業着手し平成 1 1 年度に一度再評価を行い、その後 5 年を経過して継続中の事業である。

1 0 7 番については、平成 7 年度に事業着手し平成 1 1 年度に一度再評価を行い、その後 5 年を経過して継続中の事業である。

平成 1 6 年 1 0 月 1 5 日に開催した第 4 回委員会及び同年 1 1 月 1 6 日に開催した第 6 回委員会において審査を行った結果、1 0 3 番、1 0 4 番、1 0 5 番、1 0 7 番、1 0 8 番については、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

1 0 6 番については、日最大計画給水量の妥当性を判断できなかった。したがって、当該説明資料の提出を待って再審議とする。

また、1 0 7 番、1 0 8 番については、今後、計画給水量の設定に当たり社会情勢等の変化に応じて、適宜、現実的な給水量を設定した計画に見直されるよう求めるものである。

(3) 総括意見

公共事業にかかるコスト縮減については、今回の水道事業 (石綿セメント管更新事業) に見られたように他事業との連携を強化・推進するなど、一層の取り組みを進められたい。